

第25期第2回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年9月8日(金)午前10時から午前10時40分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁
酒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、
橋本良子、保戸塚武彦、渡邊仁 計15名
- 4 欠席委員 宮部光夫
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第1～9号)
(2) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第10～11号)
- 6 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。これより第25期第2回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

事務局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は宮部光夫委員です。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、榎本重恭委員と加藤直正委員に申し上げます。
それでは、議案の審議に入ります。
総会資料の2ページをお開きください。

議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

内容に入ります前に議案の審議の手順について説明します。

初めに事務局から議案資料に沿って案件の概要を説明します。続いて担当の委員から、現地における事実確認調査の結果について報告をいただき、その後委員の皆様へ審議いただくという流れを進めます。審議の際、ご意見がある場合にはまず挙手をし、会長からの指名後にご発言ください。

相続税の納税猶予につきまして、若干ご説明いたします。

農地を相続により取得した農業者がその農地で引き続き農業を営む場合、相続税の大部分を猶予する制度です。この制度は相続人が農業経営を終生継続することが条件です。農業委員会は相続時に農業経営の意思確認と農地状況の調査を行い、相続人が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明します。相続人は、3年ごとに

「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明」を税務署に提出する必要があります。新規に適用する場合と同様に農業委員会が調査を行い、証明します。

本日の議案第1号から第9号までが当該案件です。

令和5年8月29日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 8月29日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑はサトイモやラッカセイ、サツマイモ等が収穫を待つ状態でした。またニンジン、キャベツが作付けされていました。空いている部分は綺麗にされていました。出荷先は自宅、庭先直売所とのこと。境界も確認出来ました。境界プレートが1ヶ所見当たりませんでした。道路との境界ですので特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に4ページです。議案第2号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年8月21日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは荘埜晃一委員、お願いします。

荘埜晃一委員 8月21日に事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では、露地栽培のキャベツやサトイモ、サツマイモ等が作付けされていました。ダイコンは作付け前とのことでした。出荷先は市場出荷または仲卸ということでした。境界については全て確認できましたので、特に問題はありません。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に6ページです。議案第3号および第4号は同一世帯での案件ですので一括しての審議をよろしくお願いします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号および議案第4号は農地法上の同一世帯の案件となりますので、一括しての審議をお願いします。「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年8月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願いします。

田中聖晃委員 8月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
3号議案の(1)の場所はネギが終わり端境期ということで、何も作付けされていませんでしたが綺麗でした。(2)(3)は、ハウスが4棟ありトルコストック、キンセンカ等切花の生産を行っているとのことでした。販売所についてはJA直売所4ヶ所と庭先販売ということでした。

4号議案の(1)では体験農園を行い、125区画中100区画が利用中とのことでした。(2)(3)についてはピーマン、ナス等が生産されていました。販売は庭先とJA直売所4ヶ所ということでした。境界については全て確認できました。

よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に10ページになります。

議案第5号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年8月24日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは櫻井祐次委員お願いします。

櫻井祐次委員 8月24日事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑ではサトイモやラッカセイ、キャベツ等を植え付け済みでした。植木はツバキ、キンモクセイ等がありました。販売については野菜販売機による庭先だけとのこと。植木は、個人および植木屋への販売をし、掘り上げて持っていくとのこと。境界については、5ヶ所杭を確認し、道路側境界のところは亡失していたので、杭等で表示するように指導しました。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

次に12ページになります。

議案第6号につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年8月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、櫻井祐次委員お願いします。

櫻井祐次委員 8月24日事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑ではトマトやカボチャ、フキ等作付けされていました。
クリが植わっていました。販売方法は庭先販売、クリについては、
果樹あるファーム等に記載されているので予約販売で完売すること
です。境界については全て確認ができました。
よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に14ページです。

議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。

令和5年8月28日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員 8月28日事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑では、ブルーベリーやアマナツ、カキ等が生産されておりました。
直売所での販売ということです。境界は確認いたしました。
よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に16ページです。

議案第8号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年8月28日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員 8月28日、事務局2名と現地調査に行ってきました。

ハウス2棟、今、1棟を建築しているとのことです。
ハウス内においては、ハウレンソウ等を生産していました。
ハウス以外の土地においては、サトイモやキャベツ、ダイコン等を作付けしていました。境界は全て確認をいたしました。
よろしくお祈いします。

尾崎賀一会长 質問などございましたら、お祈いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

議案第9号について事務局から説明をお祈いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和5年8月28日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会长 それでは、保戸塚武彦委員お祈いします。

保戸塚武彦委員 8月28日事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑においては、サトイモやナス、ネギ等が作付けされていました。

販売先は直売所のみとのこと。境界は全て確認できました。

よろしくお祈いします。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に20ページになります。

議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

生産緑地の主たる従事者証明について説明します。

農業者が死亡、あるいは重度の障害等で農業経営が不可能になったとき、生産緑地の所有者は区長に対し、買取りの申し出ができます。買取申出が出されますと、区長は自ら買取るか、あるいは買取り希望の公的団体を定めて買取らせることができます。買取らないときは農業者に斡旋をします。買取りの申し出から3ヶ月が経過しても所有権移転がなかったときは、建築行為等の制限が解除されるという仕組みです。買取申出を行うにあたり、当該農業者がその生産緑地における農業の主たる従事者であったことについて、あらかじめ農業委員会による証明を受けることが必要になります。本日の議案第10号、第11号が当該案件です。

こちらにつきましても、初めに事務局から議案資料に沿って案件の概要を説明いたします。担当の委員から、現地における事実確認調査の結果について報告をいただき、委員の皆様には審議をいただくという流れで進めます。

「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和5年7月14日付けで表記の申請があり、下記の通り、農

業の主たる従事者に該当することを確認したので、証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 8月29日事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑にネギが作付けされ、あとの部分は全て綺麗にされておりました。
以前は自宅の直売所、JAの直売所にも出荷していたとのこと。
境界について全て確認しました。
よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に22ページになります。

議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和5年7月19日付けで表記の申請があり、下記の通り、農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、酒井利博委員お願いします。

酒井利博委員 8月20日事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は露地栽培でサツマイモ、ナス等が作付されていました。
畑は全部埋まっておらず、一部、手が回っていない様子でした。販売は庭先販売また自家消費、そして近所に配布するということです。
境界は全て確認できました。
よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

続いて、24ページです。

報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

【物件地番・地積、申請者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

続きまして、26ページです。同じく報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号、市街
化区域内の農地の転用に基づく届け出の受理について

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、よろしくをお願いします。

1枚目の次第をお願いいたします。

その他事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 皆様の方から総会について何かありますか。

(発言なし)

それでは以上で第2回総会を終了いたします。

会 長

署 名 人

署 名 人